小金井市公民館中長期計画

当面の課題への対応および公民館の将来像の実現に向けて

令和3年3月 小金井市教育委員会

目 次

1	Ē	計画策定の背景と目的1	1
2	Ē	計画の位置づけ2	2
3	ŧ	生会教育に係る国の動向	3
4	1	 も独自の課題の整理4	1
5	Ē	計画の検討範囲	3
6	Ē	計画の期間	3
7	2	公民館の将来像7	7
8	ł	将来像の実現に向けた取組み8	3
	1)	第34期、第35期公運審での検討経緯8	3
	2)	公民館本部機能の整備を中心とした新体制づくり(検討のまとめ))
9	2	公民館事業運営委託12	2
	1)	70 0 1791 7 70 0 791 AZ II C 7 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	
	2)	検討のまとめ14	1
1	0	公民館施設使用料の有料化15	5
	1)	214 = -274	
	2)	検討のまとめ17	7
	3)	使用料算定方法について17	7
1	1	これからの公民館	3
	1)	生涯学習推進計画との関連18	3
	2)	- x x x x x x x x x x x x x x x x x x x	
	3)	学習様式の多様化への対応19)
	4)	公民館職員の配置と育成19)
1	2	資料編21	1

1 計画策定の背景と目的

公民館では平成30年11月より公民館中長期計画の策定に着手し、公民館 運営審議会(以下「公運審」といいます。)とともに、これからの公民館の在り 方について検討を行いました。

本市は昭和28年に公民館条例を制定しており、本市の公民館は令和3年において発足から68年になる長い歴史を持っています。公民館では社会教育の実践の場として様々な活動が行われ、学びを通じて多くの市民団体が生まれ、市民の成長や市の発展に寄与してきました。

一方、公民館を取り巻く社会経済情勢はこの間に大きく変化しています。平成28年、平成30年には文部科学省中央教育審議会より社会教育に関する考え方が示され、「学びの成果を地域づくりの実践につなげる地域課題学習」が社会教育の中心的な概念として示されました。さらに、社会教育施設については地域の学習の拠点としてのみならず、住民主体の地域づくり、共生社会構築に向けた幅広い取り組みの拠点と位置づけています。

地域に目を向けると、本市を含む地方公共団体では、少子高齢化等による税収の落ち込みや、社会保障費の増大による市財政圧迫の解決のため、行財政改革が必須の状態となっています。

本市では、平成26年から貫井北センター*業務委託を開始し、続く平成27年に東センターについても業務委託を実施しています。平成28年3月末には旧福祉会館が閉館したことにともない、旧福祉会館内にあった公民館本館が旧本町分館に仮移転しました。

市内の公民館について、近年このように大きな変革があったことからも、平成26年に公運審から提出された「公民館業務の見直しについて(答申)」において、公民館運営の中長期計画立案の必要性が指摘されました。

そこで、公民館では、本市の公民館が目指すべき姿や現代的な存在意義を検討し、中長期計画として取りまとめる必要があると考え、平成28年1月に公運審に「公民館中長期計画の策定について」を諮問しました。本諮問に応じて、平成29年7月に、公民館の配置、運営および事業展開の在り方、受益者負担等について公運審の見解を示した答申が提出されています。

※センターとは

公民館と図書館、公民館と児童館が1つの建物内に併設されている複合施設をセンターと呼びます。市内には貫井南センター、東センター、緑センター、貫井北センターの4つのセンターがあります。

本計画では、公民館のみを指す場合は「分館」、公民館と併設施設の両方を指す場合は「センター」と記述します。

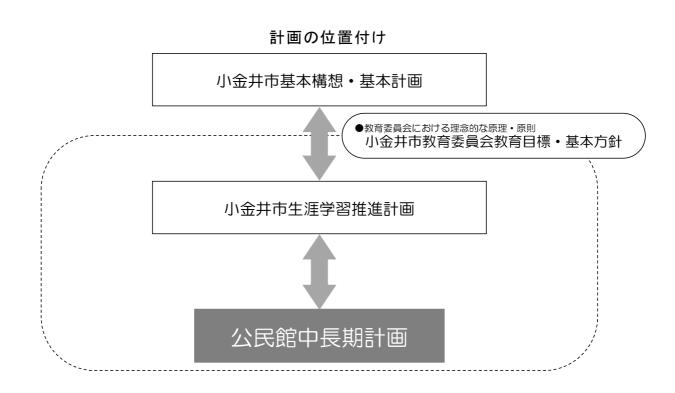
この答申を受け、平成29年10月には教育委員会の見解として、国の中央教育審議会答申や本市の公共施設マネジメントの基本方針等を踏まえた「新しい公民館の在り方(小金井市公民館の中長期計画の策定に当たって)(以下「公民館の在り方」といいます。)」を示させていただきました。

さらに公民館では、公運審の答申、教育委員会の見解および市や国の生涯学習にかかる動向を踏まえ、公運審とともに、平成30年度から令和2年度までの3か年をかけて計画策定に取り組みました。

本市には、公民館を単独で扱った計画はこれまで存在していません。本計画は、公民館を取り巻く様々な課題を乗り越え、公民館が本市の社会教育、生涯学習の核として求心力を発揮するため、公運審の意見を踏まえ、公民館として初めて策定する計画になります。

2 計画の位置づけ

本計画は、小金井市基本構想・基本計画「文化と教育」部門に関する施策 を具体的に推進する小金井市生涯学習推進計画および教育委員会における理 念的な原理・原則を定める小金井市教育委員会教育目標・基本方針に基づき、 相互に関連する計画として位置付けられます。



3 社会教育に係る国の動向

国では、人口減少や急速な社会経済情勢の変化を背景とした地域の貧困問題、 社会的孤立の拡大等に対する危機感から、地域課題に取り組む新たな担い手の 育成を社会教育施策の主要な取組みに位置付けています。

これらの課題は本市においても、市の全ての施策に係る重要な課題となっており、今後、本市が公民館事業を継続していくに当たり、正面から取り組むべき課題であると考えられます。

計画策定に際し、公民館では文部科学省に置かれた審議会等の答申に示される社会教育・生涯学習の今後の方向性について、以下のように整理しました。

(1) 地域課題解決学習の構築

文部科学省生涯学習政策局が平成28年6月に設置した、学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議は、『人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて論点の整理(平成29年3月)』を発表しています。

この『論点の整理』において、学びの成果を地域づくりの実践につなげる「地域課題解決学習」を社会教育の中心的な概念に位置付けています。そして、「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築を目指す。」と提示しています。

(2)幅広い活動の拠点としての社会教育施設

平成30年7月には、中央教育審議会生涯学習分科会が『公立社会教育施設の所管の在り方等に関する生涯学習分科会における審議のまとめ』において、「今後の社会教育施設は地域の学習と活動の拠点としてのみならず、住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組の拠点となる施設として位置づけられるべき。」としています。

(3) 社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり

平成30年12月には中央教育審議会生涯学習分科会が『人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)』を策定し、公民館が「地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割等」を担うことが提案されています。

特に、より多様で複雑化する課題と向き合い、持続可能な社会づくりを進めるために「住民自らが担い手として主体的に地域の運営に関わっていくことがこれまで以上に重要。」としています。

4 市独自の課題の整理

国が示す社会教育に係る課題に加え、本市には、本市の公民館をめぐる、解決すべき独自の課題があります。

公民館では本計画の策定を通して、公民館を取り巻く課題について以下のように整理を行い、公運審委員と知恵を出し合い、解決の方策を探りました。

(1) 中長期計画策定の必要性

平成29年に教育委員会が策定した「新しい公民館の在り方(小金井市公民館の中長期計画の策定に当たって)」は、第33期公運審答申と方針を同じくしており、本市の公民館が今後事業を継続・発展させていくに当たり、計画を定めた上で、計画に基づく運営を行う必要があるとしています。

そのため、「公民館の在り方」では、計画策定に当たり、基礎とすべき市の社会教育および生涯学習についての教育委員会の見解を示しています。

「公民館の在り方」では地域住民が地域コミュニティの将来像やあり方を共有し、その実現のために解決すべき地域課題について学習し、その成果を地域づくりの実践につなげる「学び」を「地域課題解決学習」と位置づけ、公民館等においてその推進を図ることとしています。

ついで、公民館の果たすべき役割を実現するために、「(1) 持続可能な社会教育システムの構築」、「(2) 新しい取り組み(「学びの場」の拡大)を視野に入れ、公運審、社会教育委員の会議など、社会教育関係の付属機関等での意見を踏まえ、中長期計画で具体化を図る必要がある。」としています。

さらに、長期目標と中期目標とを峻別し、中期的な対応が求められる個別の 施設配置や管理運営等についても計画に定めるべきとしています。

(2)公民館本館の仮移転の解消

旧公民館本館が併設されていた旧福祉会館は、耐震上の問題により、平成28年3月をもって閉館しました。公民館本館の閉館後の在り方について検討できないまま旧福祉会館が閉館したことから、現在、公民館本館は、公民館条例上、旧本町分館を「当分の間休止」した状態で、旧本町分館に仮移転となっています。

公民館本館が仮移転状態であることについては、旧福祉会館閉館以降、第3 3期公運審答申においても、議会からも早期の解決を求められています。

(3)第33期公運審答申の要望

旧公民館本館の閉館を受け、第33期公運審では平成29年7月に策定した 答申において、「公民館本館の位置づけを明確にし、次の①②に留意して、早急 に移転計画を策定し、早急にその実現を図って欲しい。」としています。

第33期公運審答申の抜粋

- ① 旧公民館本館の会議室スペース321㎡並みの活動場所
- ② 中央線南側、蛇の目工場跡地から市役所本庁舎の間の位置
- ・公民館の配置は、公民館本館、貫井南分館、東分館、緑分館、貫井北分館の5館 体制とする。
- ・公民館本館は、公民館本部機能と中町、本町、前原地区の分館機能の2つを有するものとする。
- ・公民館本部機能とは、公民館全体の方向性、事業計画、予算等の施策、各分館の 統括、公民館事業委託の窓口等の業務を含む。

(4)公共施設マネジメントの考え方

一方、本市では平成29年3月に策定した「公共施設総合管理計画」において、公共施設は機能の複合化、集約化を図り、総量を抑制することを市の公共施設に係る今後の基本方針としています。

また、教育委員会「新しい公民館の在り方」、平成30年3月に市が策定した「(仮称)小金井市新福祉会館建設基本計画」において、新福祉会館では社会全体における学習機会の確保と拡大につながるような利用を行うこととなっています

すなわち、公民館専用施設は市の方針として建設しないが、社会教育の推進においては、既存施設または(仮称)新福祉会館の多目的利用によって活動場所を維持していくこととなります。

(5)公民館運営委託の推進

本市では、行財政改革の一環として、将来的な市の人口・歳入の減少および 職員数の減少を見据えて、少数の職員で事業を運営していくため、業務委託を 進めることを全市的な目標としています。

公民館においても、平成26年に貫井北センター、平成27年に東センター の運営業務委託を実施しており、緑センター、貫井南センターについても業務 委託が可能かどうかの判断を行うことを求められています。

(6) 公民館施設使用料の有料化の検討

公民館は、憲法で保障されている学習権、教育基本法等で規定される教育機会均等にもとづき、社会教育施設として設立され、施設使用料は昭和47年以来、無料となっています。一方、行財政改革の一環として、活動経費の一部を受益者負担の考えにより徴収すべきとの意見も聞かれるところです。

そのため、計画策定において、これらの考え方、意見について議論し、一定 の方向を示すこととしました。

5 計画の検討範囲

本来、公民館中長期計画では将来像および将来像実現に向けた取組み、国からも求められている持続可能な社会教育システムの構築に向け、実施すべき事業等のスケジュールや評価指標を定める必要があります。

一方、公民館を取り巻く市独自の課題については、公民館として早期に取り 組む必要があることから、本計画では市独自の課題とその対応方法を重要な検 討項目として取り上げることとしました。

本計画では検討対象を下記の4点に絞り、長期的な視点としての将来像とと もに中期的な取組みである、市独自の課題について整理しています。

計画の検討対象

- ① 公民館の将来像
- ② 公民館本部機能の在り方(将来像に向けた取組みを含む)
- ③ 公民館業務運営委託
- ④ 公民館施設使用料の有料化

今後は、市全体の教育施策の一環として、持続可能な社会システムの構築、 学びの場の拡大を視野に入れ、公運審や関連部門による検討を継続し、公民館 にかかる長期的な目標を定めるとともに、中期的な計画の具体化、スケジュー ル作成を行うこととします。

6 計画の期間

本計画の中では、長期的な視点から策定された項目についてはおおむね10年、現在の本市の課題に対する取組みについてはおおむね5年を目安に進めることとします。

7 公民館の将来像

本市では市民および行政による様々な地域活動が活発に行われていますが、 特に公民館においては、主催事業や公民館の利用を通じて、地域の住民が公民 館使用団体として組織を作り、自治会・町内会等とも異なるつながりが数多く 生み出されてきました。

地域における住民同士のつながりを生み出す公民館の機能は、人口減少、少子高齢化の進展、単身世帯の増加、雇用の不安定化等の社会情勢を背景として、人々が社会的に孤立し疲弊する危険に対し、新しいつながりを作り出す活動の核となることを目指してきました。

また、公民館では、平成28年3月に策定された第3次小金井市生涯学習推進計画基本目標に掲げるように、生涯学習の視点から市民一人ひとりが生涯を通じて学び続けられるよう、図書館や市内大学等とも連携して学習機会を提供してきました。

さらに、公民館活動は学習の成果を実践へと発展させ、地域課題の解決に向けた活動を住民が主体として行えるよう支援する活動でもあります。地域における従来のつながりが希薄になる社会情勢の中で、今日的な課題を解決していくためには、対話や交流に基づく新たな連携が不可欠です。

平成29年7月に公運審が作成した答申では、今後の公民館の役割として、 「市民力、地域力の育成の拠点としての活動」の深化が求められています。

教育委員会では、この答申を受けて平成29年10月に「公民館の在り方」を取りまとめ、今後も社会教育・生涯学習を維持・発展させるため、社会全体における学習機会の確保と拡大に努めるとともに、地域課題解決学習を通じた地域づくりを目標としました。

以上のことから、市の公民館は、市民の誰もが気軽に立ち寄れ、自由に学べる機会の提供の拡大に努めること、さらに人生100年時代において、公民館で学び、福祉や社会教育関係団体等の活動で実践することを支援する機能を強化することを、改めて果たすべき役割と位置付け、将来像を以下のように定めます。

「つどい、学び、つながる、地域の拠点(ひろば)」

8 将来像の実現に向けた取組み

平成28年3月末に旧福祉会館内にあった公民館本館が旧本町分館に仮移転して以来、公民館本館の復活が、多くの市民から熱望されていました。第33期公運審「中長期計画について(答申)」では上記課題の早期解決案が示されました。「公共施設等総合管理計画」(平成29年3月)、「(仮称)新福祉会館建設基本計画」(平成30年3月)において市の公共施設等に関する基本方針が示されました。(仮称)新福祉会館・新庁舎建設の機会を逃すと、大型施設の建設は当分の間予定されていません。そのため、第34期、第35期公運審では、公民館本館の仮移転問題を解決する公運審の案を新市庁舎及び(仮称)新福祉会館に反映すべく、公民館本館の在り方を本計画の主要テーマとし、平成30年度から時間をかけて検討しました。

1) 第34期、第35期公運審での検討経緯

第33期公運審答申(平成29年7月)にもとづき、第34期公運審は、当初、新庁舎内に公民館本館(本部機能と中町本町、前原地区分館機能を含む)を設置する案を考えましたが、公共施設マネジメントに基づく市の方針では、新規の専用施設は建設しないこととされており、したがって新市庁舎内に公民館条例に該当する公民館は設置しない考えです。

そこで、第34期公運審では、新しい専用施設を設置せず、かつ仮移転状態の本館を移転させるという条件を満たす案として、新庁舎内に公民館本館の執務機能(以下「公民館本部機能」といいます。)とミーティングスペースからなる「(仮称)公民館課」を置く案を検討しました。

公民館本部機能を新市庁舎内に置く事は、今後の公民館の諸施策の立案、生涯学習部、学校教育、子育て支援、福祉等の関係部門との施策の調整、連携強化のために非常に有効な方策となります。

公運審においては、公民館本館を(仮称)新福祉会館内に置く案に代わり、 次善の策として、公民館本部機能を新市庁舎内に、中町、本町、前原地区分館 機能を(仮称)新福祉会館の多目的室と現本館で担う案を以下のようにまとめ ました。

- ① 新市庁舎内に(仮称)公民館課を置き、公民館本部機能を担当し、公民館の全体の活動の方向、事業計画の立案、予算等の全体計画、各公民館の統括等を行います。(本部機能の詳細は次ページを参照)
- ② (仮称)公民館課を主体に、公運審、社会教育委員の会議等とも調整を図り、将来像実現に向けた施策の具体的な実施方法の計画・立案を行います。
- ③ 公民館本館は設置せず、現本館を「本町公民館」として復活させ、「貫井南公民館」、「東公民館」、「緑公民館」、「貫井北公民館」の地区密着型5館体制とします。

④ (仮称)本町公民館では、現本部機能のうち主催事業活動等の分館機能 を継承します。また、活動スペースの不足については、(仮称)新福祉会 館内の多目的室を利用します。

(例:子どもの人権講座、みんなの会、市民講座、市民が作る自主講座等)

⑤ 現本館の老朽化が進んでいるため、将来、本庁舎跡地利用等の検討が進んだ際には、公民館設置の可能性を検討します。

2) 公民館本部機能の整備を中心とした新体制づくり(検討のまとめ)

将来像に掲げる地域課題解決学習を通じた地域づくりを実現するためには、 福祉・子育て・学校・環境分野の関係部署とより一層の連携強化を図ることが 求められます。

また、市職員が地域課題解決に向けた学習や市民活動の推進を積極的に行うには様々な情報が集約される新庁舎内において、これまで以上に各種社会教育関係、福祉関係の団体や機関と連絡調整を行うことも必要になると考えられます。

そこで、公民館では、公民館本館を取り巻く課題を解決し、将来像を実現していくために、新庁舎・(仮称)新福祉会館の新庁舎内に公民館本館の執務機能と、ミーティングスペース等を整備することを目指します。

(1)公民館本部機能の定義

公民館本部機能は以下の要素から構成するものとします。

つどい、学び、つながる、地域の拠点(ひろば)

将来像の実現に向けて

公民館本部機能

地域課題解決学習を通じた地域づくりの中心的役割を果たす

職員

- 館長、庶務係、事業係
- ・公民館全体の統括を行う
- ・他部署との連携を推進する

〈 ミーティング 〉 、 スペース /

- ・職員と利用者が気軽に打合せできる オープンスペースを想定(ロビー)
- ・他課と共有、貸出機能なし

主催事業

・新福祉会館多目的室、現本館で 実施予定 (行政であらかじめ予約)

会議室

・企画実行委員会等の開催・他課と共有、貸出機能なし

主催事業例:

子どもの人権講座、青年学級(みんなの会)、国際交流事業、市民講座、市民が作る自主講 座、市民アカデミーなど

(2)公民館本部機能の役割

新庁舎・(仮称) 新福祉会館に公民館本部機能を移転した後、地域課題解決学習を通じた地域づくりの中心的役割を果たしていくため、以下の取組を実施していきます。

- ① 福祉・子育て・学校・環境分野の関係部署との連携を強化し、より効果的な公民館事業実施体制の構築を目指します。
- ② 地域課題解決学習を通じた地域づくりを行い、市民活動支援、生涯学習 推進の中核を担える、新しい組織体制づくりを目指します。
- ③ 公民館全体を統括するとともに、生涯学習を支援する拠点として、市民・ 団体に情報発信を行い、市民活動支援、地域づくり機能を高めていきます。
 - ・生涯学習課との連携を強化し、地域学校協働活動等*を通じて、公民館での学びを積極的に地域に還元する仕組みづくりを進めます。
 - ・市民協働支援センターと連携し、生涯学習支援の拠点として、市民活動の 支援、情報収集、情報発信を行い、市民が主体となって地域問題を解決す るために必要な学習の機会を提供していきます。
- ④ 「新しい公民館の在り方」の内容に沿って、社会全体における学習機会 の確保と拡大につながるような利用形態の確立に向け、学校教育施設、 集会施設といった同種類似施設との機能連携を目指します。

(3) 公民館本部機能と公民館体制

新庁舎に移転する本部機能は、公民館全体の統括を行う部署として、例えば「(仮称)公民館課」とし、公民館全体の統括を行い、中長期計画等の進捗管理、予算・業務委託管理、関係部門と施策の連携や調整を担います。

現本館は老朽化が進んでいるため「(仮称)本町公民館」として当面の間は活動場所として使用します。現在の4分館は「貫井南公民館」、「東公民館」、「緑公民館」、「貫井北公民館」として、「(仮称)本町公民館」と合わせ、地域に密着した公民館とします。

これらの5館は地域の公民館として、地域での特色ある事業を行い、本部機能が市の公民館全体の統括をすることで、地域課題解決学習の推進において市全体で取組む仕組みづくりを行います。上記の体制づくりにともない、公民館本館の廃止、各分館の名称変更等について公民館条例を再規定します。

※地域学校協働活動とは

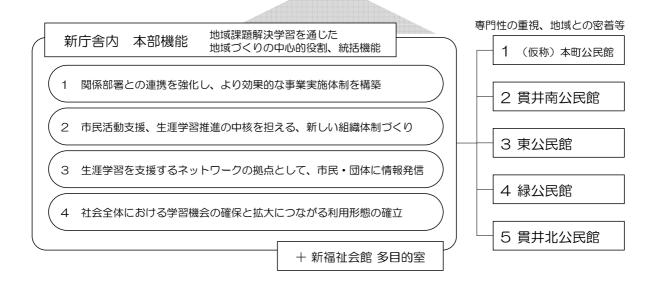
幅広い地域住民などと共に地域全体で子どもたちの学びや成長を支えながら、 学校を核とした地域づくりを目指し地域と学校が連携・協働して行う様々な活動を指します。

また、令和5年7月竣工予定の(仮称)新福祉会館の多目的室を公民館主催事業の会場として使用するため、旧福祉会館および現本館で実施している公民館主催事業と同程度の事業を実施することができます。さらに公民館使用団体も多目的室を活動場所として利用できる予定であり、旧福祉会館閉館によって生じた活動場所不足が解消されます。

一方、本庁舎跡地利用等の検討が進んだ際には、公民館活動を含む市民の活動場所としての利用の可能性も検討したいと考えます。

公民館体制の将来イメージ

公民館の将来像:つどい、学び、つながる、地域の拠点(ひろば)の実現



9 公民館事業運営委託

平成26年4月に貫井北センターが竣工し、本市は貫井北センターの事業運営をNPO法人に委託しました。

これは全市的に取り組む行財政改革の一環であり、続く平成27年8月には東センターについても事業委託を行いました。

本市にとって公民館および図書館の事業を委託するのは初めての試みであり、 平成26年の委託開始においては公運審から委託に当たり注意すべき点等について答申が提出されています。

第33期公運審答申では、公民館運営委託について下記の点を整理しています。

第33期公運審答申の抜粋

- ① 公民館の運営体制
 - 公民館の果たしてきた役割を達成するためには、社会教育、生涯学習分野の知識が豊富な人が集まった市民協働型のNPO法人への事業委託方式にとどめるべきである。
- ② NPO法人市民の図書館・公民館こがねいへの事業評価について 貫井北センターについては一定の評価を得ている。東センターの評価を急ぐ。
- ③ NPO法人をとりまく環境の整備状況の注視
- ④ 緑センターの業務の検討

他の公民館にはない、青少年センター機能を受け継いだ宿泊設備、野外調理場、テニスコートの設備の業務についての取り扱いを検討すること。

さらに業務委託を進めるか否かは、上記に挙げた諸条件の整備状況、NPO 法人の体制等を含めた総合的な判断が必要であり、拙速に進めるべきではない。

1) 第34期、第35期公運審での検討経緯

第34期、第35期公運審では、市内センターのうち、今後、委託の対象と して考えられる市直営の緑センター、貫井南センターの運営委託について、検 討を行いました。

検討を行うに当たり、まず、これまでに実施した委託について検証しました。 委託開始以来、貫井北センター、東センターを運営するNPO法人「市民の図 書館・公民館こがねい」の活動は、利用者アンケート、事業評価で高評価を得 ています。(参照:「小金井市貫井北分館及び小金井市東分館の評価報告書」市 ホームページ)

評価が高い要因としては、市内の公民館・図書館経験者、社会教育経験者、 地元の町内会、福祉関係者、学識経験者等の多彩なメンバーから構成される理 事会による運営能力が高いこと、事業を担当する職員に、公民館・図書館など 社会教育の経験者、資格保持者等の有能な熱意ある人材が集まり、特徴のある 活動を進めていることが挙げられます。

また、図書館については開館日数・時間が伸びるなど、サービス拡大も実現 しています。

一方、緑センター、貫井南センターについては、それぞれに固有の特徴と課題があり、課題の整理を行った上で、業務委託が公民館事業の活性化等につながるかどうか、総合的な判断を行うこととしました。

(1)緑センターについて

① 緑センターの特徴

緑センターは、平成3年に開設された施設です。公民館、図書館とともに青少年センター機能であった宿泊設備、野外調理場、レクリエーション機能(テニスコート)を引き継ぎ、さらに高齢者憩いの部屋の機能も含み、公民館が管理しています。

このうち、宿泊設備、野外調理場、テニスコートは、他の公民館にない緑センターの貴重な財産、特徴であり、有効に活用すべきと考えます。

② 委託に当たり解決すべき課題

宿泊設備(研修室、シャワールーム、浴室、調理可能家事実習室)について、宿泊の利用は年間9~23回と利用率が低いため、今後、利用率の向上対策を図る必要があります。

野外調理場については利用率も高く、貴重な設備であり、できるだけ存続できるよう検討します。

(2) 貫井南センターについて

① 貫井南センターの特徴

公民館と児童館の複合設備であり、公民館は生涯学習部公民館、児童館は子ども家庭部児童青少年課が管理する施設となっています。

② 委託に当たり解決すべき課題

児童館については、東児童館の委託に続き、他の児童館の業務委託について、所属部の方向性、委託する場合は進捗状況について情報を共有する必要があります。

委託は、公民館と児童館一体での方式を模索し、児童館側の方向性が明らかになり次第、委託を協議する必要があります。

(3) 公民館職員の育成

公民館業務の遂行には、専門知識を有し、市民の相談に乗り、企画し、実行する市民に信頼の厚い職員が必須です。一方、公民館業務の運営委託を進めていくと、市職員の育成の場が狭められます。今後、公民館職員の人材確保、育成についての検討が必要です。

2) 検討のまとめ

本計画では、公民館事業運営委託について、第33期公運審答申を踏まえた 上で以下のように整理を行いました。

① 運営委託の基本的考え方

緑センター、貫井南センターについては、公運審から示された課題を解決したのち、総合的な判断に立ち、社会教育の発展に繋がる形で、市民協働型の業務委託を検討します。

緑センターについて

緑センターについては、設立までの歴史、センターの特徴を踏まえ、他の公民館にはない宿泊設備、野外調理設備等の有効利用、運営方法の整理を急ぎます。

貫井南センターについて

貫井南センターについては、児童館併設という特徴を生かし、児童青少年 課との調整を進めます。

② 職員の役割と育成について

本市の公民館活動は市民が主体となって進められていますが、市民の活動を支援する職員の役割は重要です。公民館で行われてきた様々な地域活動をこれからも支援していくため、日常の公民館活動の核になる職員、公民館活動を熟知した全体計画の企画、立案に富んだ職員の継続的な配置、育成計画が望まれます。さらに、職員育成においては、市職員と委託先職員との関連や役割分担を明確にすることが望まれます。

今後は、本部機能において、公民館全体の統括を行うとともに、公民館職員の支援能力を高め、全体的な統一性を持った運営が行えるよう努めます。

10 公民館施設使用料の有料化

本市は、平成14年度に「小金井市における受益者負担の適正化に関する基本的な考え方」を策定し、特に「特定の者のためにする事務(例:住民票、課税証明書等の発行)」、すなわちサービスを受ける人が手数料を負担する取組みを行ってきました。

また、平成27年4月には集会施設の使用料徴収を開始し、続く平成29年4月に「小金井市受益者負担基準」を策定して、使用料・手数料を算定する際の明確な方法を定めています。

この行財政改革の取組みの一環として、市全体の行財政改革を検討する行財政改革市民会議より、公民館について施設使用料を有料とするよう提言を受けています。

公民館施設使用料は無料である自治体が多く、使用料有料化の是非は、小金井市に限らず、全国の公民館運営において重要な検討課題とされる内容です。

そのため、行財政改革市民会議の提言を受け、第33期公運審では審議を重ねており、平成29年7月に作成した答申において、「公民館費用(施設使用料)の受益者負担について」を下記のように整理し、まとめています。

第33期公運審答申の抜粋

① 教育の基本理念

憲法、教育基本法に規定する基本的人権の一つとして、経済的な理由等により、教育の機会を失わないよう配慮する必要がある。

- ② 社会教育の拠点として公民館の果たしてきた役割 公民館活動の有料化により、市民に負担感を与え、地域、まちづくり活動を 停滞させる恐れがある。
- ③ 受益者負担の考え 受益者負担の考え方は、市民感情として強いものがあり、配慮する必要がある。
- ④ 行財政改革の面 (有料化を行った場合)費用削減になるかの判断が必要である。



1) 第34期、第35期公運審での検討経緯

公民館施設使用料の有料化については、第33期公運審答申にまとめられたように、様々な意見があります。

第34期、第35期公運審では本計画の策定に当たり、各種の意見をふまえ、 比較検討を行い、有料化についての考えを以下のとおりにまとめました。(参照:資料編「近隣市等の公民館施設使用料の設定について」)

(1) 公運審の有料化に係る基本的な考え方

① 憲法で規定する基本的人権の一つとして学習権の保障があり、すべての 国民は等しく教育を受ける権利を有しています。

(憲法第11条、第26条)(教育基本法第4条)

- ② 経済的な理由により、教育の機会を失わないよう配慮が必要です。
- ③ 学習権の保障の一環として、教育基本法および社会教育法では公民館を社会教育の実践の場として位置付け、公民館活動が行われてきました。
- ④ 上記の考えに基づき、本市では公民館使用料は無料となっています。

(2) 公運審としての考え方

有料化に係る基本的な考えに立ち、公民館での活動は従来どおり無料とします。

無料の対象となる事業、団体例

- ① 公民館の主催事業
- ② 行政使用
- ③ 市民協働事業団体で市の補助を受けている団体
- ④ 公民館使用登録団体(約1,600団体(令和3年3月))
- ⑤ 社会教育関係団体
- ⑥ 教育委員会が認めた活動

一方、公民館使用団体による公民館利用率は55%前後を推移しており、利用時間のさらなる増加を図ることも求められています(参照:資料編「公民館利用状況」)。

そのため、団体使用が行われていない施設の未利用時間については、規定を 作り、有料で貸し出すことを検討するとしました。

2) 検討のまとめ

第33期公運審答申での検討、第34期、第35期公運審での検討、さらに 公民館の利用状況を踏まえ、市施設使用料の有料化について、本計画では以下 の考えを取りまとめました。

- ① 公民館は、憲法、教育基本法、社会教育法で保障されている学習権、すべての国民が等しく教育を受ける権利を実現するための社会教育施設です。公民館では、学びを通して地域課題解決活動等が市民により主体的に行われており、従来の考え通り無料とします。
- ② 未利用時間については、規定を作り、有料での使用を認めます。

現在、公民館使用団体として登録はないが地域で活動している団体が、施設が空いている場合、一回のみ利用するという利用方法があります。

このような利用については、受益者負担基準に定める基本原則「公平性の確保」(特定の市民を対象とするサービスについて、受益者に適正な負担を求めることにより、実質的な公平性を確保する)が適用される利用と考え、使用料を有料とします。

3) 使用料算定方法について

使用料の算定については、「小金井市受益者負担基準」に基づき、下記の算出 方法を用います。また、先行して有料化を行った集会施設の使用料との整合性 も考慮することとします。

施設使用料の算定方法

施設使用料二(人件費 + 維持管理費 + 減価償却費)

÷総面積÷年間使用可能時間×貸出面積×貸出時間

11 これからの公民館

昭和28年に開設されて以来、公民館は68年間活動を継続しています。今では年間延べ人数30万人を超える利用者があり、社会教育の拠点として活動しています。

この間、社会教育についていくつかの国の方針が出され、また、市を取り巻く環境も変わってきました。そして、直近、公民館としてもいくつかの解決しなければいけない課題が生まれ、今回公民館中長期計画として、現在抱えている課題について検討し、一定の方向性を示しました。

一方、われわれを取り巻く課題は多様化しており、また、新型コロナウイル ス感染防止対策という新たな課題も生じています。

この様な中、今後、公民館として、さらに推進しなければいけない項目の一部を以下に示します。

1) 生涯学習推進計画との関連

本市では、令和2年度に市の生涯学習施策全体について取りまとめる第4次 生涯学習推進計画の策定を開始しており、公民館事業についても同計画に掲載 する予定です。

今回、公運審とともに検討した将来像の実現に係る具体的な事業や目標については生涯学習推進計画に示すものとします。

また、公民館本部機能において、市全体の教育施策の一環として、持続可能な社会教育システムの構築、学びの場の拡大を視野に入れ、公運審や関連部門等による検討を継続し、長期的な目標の実現に向けた具体的な取組みや、中期的な計画の具体化、スケジュール管理を行うこととします。

2) 地域資源である他団体との連携、アウトリーチ型活動の拡充

市民が地域や自身の抱えている問題を課題化し、学び、解決に結びつける課題解決学習は、社会教育ならではの学習活動であり、今後も公民館活動の核となるものです。しかしながら、現在の公民館主催事業等は公民館の施設内、枠内での活動が多くなっています。課題解決学習を公民館事業の特徴としてさらに支援していくために、地域資源である他の団体との連携、アウトリーチ*型活動を積極的に行います。

※アウトリーチ (outreach) とは

生活課題を抱えているが、自ら動いて必要な情報等を得ることが難しい人に対し、行政 が通常の枠組を超えて手を差し伸べ、支援を届ける取組みを指します。

- ① 大学・専門学校に社会教育実習の場を提供するなど、地域の教育機関と の連携を深めます。
- ② 地域学校協働活動*等への参画を通じて、地域の小学校や中学校、高校への働きかけを強化し、多様な年代との関わりを作ります。
- ③ 福祉・子育て・健康・環境等の諸分野との情報交換や共通の課題の発掘、解決に向けての活動を行い、公民館運営審議会、企画実行委員との協働を基本とした市民協働の推進、地域課題解決学習の構築、職員のコーディネート能力の向上をはかります。
- ④ 企画実行委員の研鑽の場と活動機会の拡大に努めます。

3) 学習様式の多様化への対応

人生100年時代を迎え、時間に余裕を持った高齢者を筆頭に、学び、地域に貢献したい意欲を持った市民は今後も増えると考えられます。

一方、「市民が気軽に集い、学び、つながる」ことを目的とした公民館活動は、 新型コロナウイルス感染防止対策の実施により、これまでにない大きな制限を 受けています。ウイルス感染等を防止しつつ、市民がつどい、交流できる場、 市民の高い学習意欲に応える学習の場を確保していくためには、オンラインを 活用した学習や動画配信等の情報発信の多様化に取り組まなくてはなりません。

また、学ぶ意欲を持っていながら、障害がある、介護、子育て中であるなどの理由で公民館に足を運ぶことが困難な方に対する学びの提供方法、さらにこれまでも公民館が課題としてきた若い世代の参加のためにも、学習様式の多様化が有効と考えられます。従来の公民館が使用してきた方法と合わせ、工夫をこらしていくことが急務です。

4) 公民館職員の配置と育成

公民館は、社会教育の拠点であり、市民が自由につどい、学び、つながる、地域の拠点(ひろば)としての公民館活動の核は市民です。そして、それを支援する公民館職員には現場に精通し、企画性に富み、市民を支援、援助できる見識と知識を持つ人材が求められます。

今後、公民館職員には、社会教育を推進するために、社会教育主事資格保持者または公民館業務経験者、地域の社会教育活動経験者を配置するなど、どのような条件が必要かの考え方を明確にし、公民館関連の市の職員、業務委託先の職員の計画的な人員配置と育成に注力することが望まれます。

本計画は、公民館を取り巻く様々な課題を乗り越え、公民館が本市の社会教育、生涯学習の核として求心力を発揮するために策定しました。

本計画にのっとり、市の公民館は、市民の誰もが気軽に立ち寄れ、自由に学べる機会の提供の拡大に努めること、さらに人生100年時代において、公民館で学んだことを福祉や社会教育関係団体等の市民活動を通して実践することを支援する機能を強化することを、改めて果たすべき役割と位置付け、「つどい、学び、つながる、地域の拠点(ひろば)」として、関係部門との連携のもと、市民一人一人の成長と、豊かな元気ある地域の創造を目指して活動をしていきます。

12 資料編

1) 公民館利用状況

公民館5館の利用状況について、一般利用、主催事業、行政使用での使用時間と、利用可能時間数から使用時間の計を差し引いた未利用時間の割合推移を みると、一般利用が各年50%以上を占めています。

一方、未利用時間は40%前後を推移しています。未利用時間には夜間帯や予約と予約の間の隙間時間等が含まれています。施設の利用状況としては一般に、稼働率70%前後が程よい利用状況と言われています。未利用時間30%を固定の割合とすると、公民館利用の大半は使用団体による一般利用であると言えます。

100% 37.4% 37.8% 38.8% 80% 40.3% 42.6% 2.4% 2.4% 2.4% 2.5% 3.0% 60% 5.3% 3 2% 4.5% 5.4% 3.8% 40% 54.0% 54.3% 54.7% 54.5% 50.6% 20% 0% 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 ■一般利用 ■主催事業 □行政使用 □未利用時間

公民館5館の利用割合の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用可能時間数	133, 991	180, 324	171, 588	173, 046	173, 358
一般利用 割合	54.0%	50.6%	54.3%	54.7%	54.5%
主催事業 割合	3.2%	3.8%	4. 5%	5.4%	5.3%
行政使用 割合	2.5%	3.0%	2.4%	2.4%	2.4%
未利用時間 割合	40.3%	42.6%	38.8%	37.4%	37.8%
主催・行政使用計	5. 7%	6.8%	6.9%	7.8%	7.8%
公民館使用率	59.7%	57.4%	61.2%	62.6%	62.2%

(出典:公民館「事業のまとめ」各年)

※一般利用:公民館使用団体が予約した時間の計

※行政使用:他課の事業等で使用した時間の計(例:乳幼児健康相談等)

※利用可能時間数:公民館の開館から閉館までの時間数×開館日数

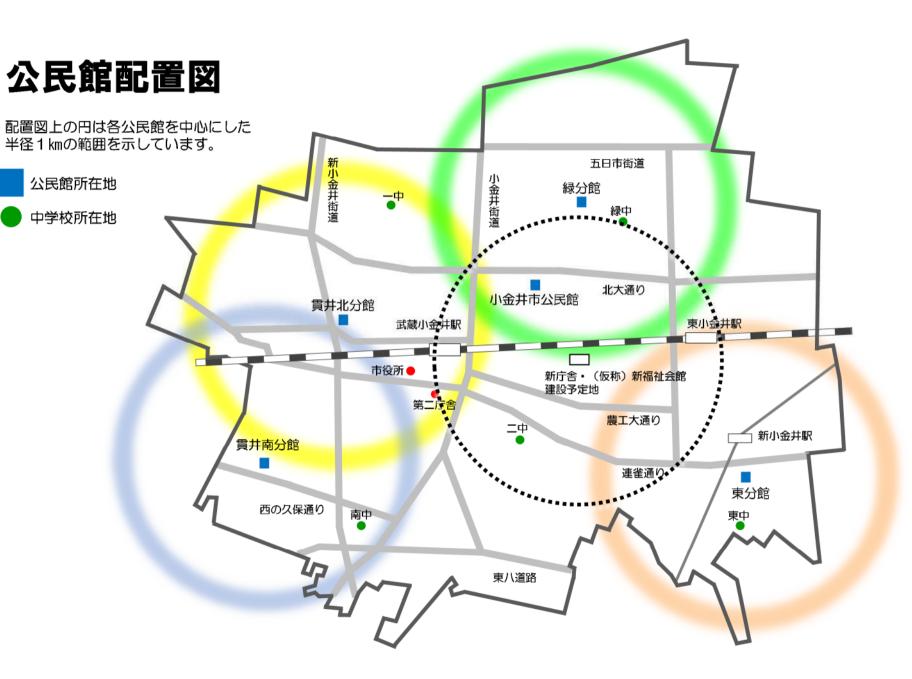
2) 近隣市等の公民館施設使用料の設定について

平成30年度現在

	考え方	使用料の設定・減免規定	有料化割合	該当する市(収入額)
1	・公民館は社会教育の実践の場であり、条例等に 基づく使用料無料の考えを踏襲する。 ・憲法、教育基本法により、基本的人権(学習権)、 教育の機会均等(金銭的優位性により学びの格 差が生じないようにする)等は保障されている ため、使用料は無料とする。	社会教育実践の場としての公民館での活動は無料。		国立市 西東京市 福生市 小金井市
2-1	基本な考え方は1と同じ [無料とする対象] ① 公民館主催事業 ② 行政使用、教育委員会が認めたもの ③ 市から補助金を受けている団体 ④ 公民館使用団体登録済みの団体の活動 本市の使用料有料化は上記考え方を参考とする	左記の条件は無料、未利用時間の有効活用を図り、未利用時間の使用は有料とする。例1)個人的なグループ活動、自治会等の団体、未登録団体の活動例2)不定期使用の団体例3)構成員の半数以上が市外在住、在勤、在学の団体の活動 ※有料とする範囲の基準整理、明文化が重要参考:東大和市「公民館運営事務処理取扱基準」	該当する市 の規定によ る	昭島市(79.1 万円) 小平市(138 万円) 日野市(0円) 東大和市(27.4 万円)
2-2	基本的な考え方は1と同じ [無料とする対象]①、②、③ ④を⑤社会教育関係団体活動とする	左記の条件は無料、未利用時間の有効活用を図り、未利用時間の使用は有料とする。		
2-3	基本的な考え方は1と同じ [無料とする対象]①、②、③ ④を⑥社会教育法第20条の目的に合致する活動とする	左記の条件は無料、未利用時間の有効活用を図り、未利用時間の使用は有料とする。 [課題点]社会教育法第 20 条の目的に合致するか否かの判断が難しく、結果として無料の市が多い	の規定による	国分寺市(35.1万円) ※市外の団体は有料
3	受益者負担、市の財源確保の観点から全て有料[課題点]社会教育活動・課題解決活動をどう評価するか	①、②、③は免除、その他は有料とする。 ※狛江市は減額、免除の規定あり	ほぼ 100%	町田市(1,194万円) 狛江市(808万円) ※その他都公連非加 盟市多

出典:平成31年度東京都公民館連絡協議会委員部会資料を基に作成





小金井市公民館運営審議会委員(第34期)

任期:平成29年9月9日から平成31年9月8日まで

委員氏名	選出区分
高橋 良友	各学校の長
國分 ひろみ	教育·学術·文化団体
菅沼 七三雄	教育·学術·文化団体
渡邉 恭秀	産業団体
雨宮 安雄	社会事業団体
平野 哲哉	家庭教育の向上に資する活動を行う者
吉冨 友恭	学識経験者
酒井 文子	市民
杉山 恭子	市民
畠山 重信	市民

(敬称略)

小金井市公民館運営審議会委員(第35期)

任期: 令和元年9月9日から令和3年9月8日まで

委員氏名	選出区分
浅野 正道	各学校の長
國分 ひろみ	教育・学術・文化団体
菅沼 七三雄	教育・学術・文化団体
渡邉 恭秀	産業団体
雨宮 安雄	社会事業団体
増山 麻美	家庭教育の向上に資する活動を行う者
新井 浩子	学識経験者 ※任期:令和元年 12月 27日から
嵯峨山 康夫	市民
杉山 恭子	市民
畠山 重信	市民

(敬称略)

小金井市公民館中長期計画

令和3年3月 小金井市教育委員会

T184-0004

東京都小金井市本町2丁目15番11号

担 当 小金井市教育委員会生涯学習部公民館庶務係

電 話 042-383-1184 FAX 042-387-1226